

東近江行政組合消防吏員階級規則

昭和50年5月1日
中部地域消防組合規則第5号

改正 平成3年3月1日 規則第2号
平成7年4月1日 規則第4号
平成10年3月31日 規則第1号
平成18年8月25日 規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項の規定に基づき、東近江行政組合消防吏員の階級について定めるものとする。

(平18規則9・一部改正)

(階級)

第2条 東近江行政組合消防吏員の階級は、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士とする。

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、別に辞令を發せられないときは、現に消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士の階級にある者については、この規則の規定に基づきそれぞれに消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士を命ぜられたものとする。

付 則（平成3年3月1日規則第2号 抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成7年4月1日規則第4号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月31日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年8月25日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。